

廃棄物の野焼きと不法焼却罪の量刑

- 【文献種別】 ①②判決／広島高等裁判所
【裁判年月日】 ①令和1年7月18日、②令和1年7月25日
【事件番号】 ①平成31年（う）第70号、②平成31年（う）第75号
【事件名】 ①②廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反被告事件
【裁判結果】 ①②破棄自判
【参照法令】 ①②廃棄物の処理及び清掃に関する法律25条1項15号・16条の2
【掲載誌】 ①②裁判所ウェブサイト

LEX/DB 文献番号① 25570443

LEX/DB 文献番号② 25570444

事実の概要

①事件

被告人は、法定の除外事由がないのに、廃棄物である木材等約1.4㎡を焼却したとして、不法焼却罪で起訴された。原審（東広島簡判平31・3・18）は、同罪の成立を認め、「被告人の所有地といえども隣地の枯草に燃え広がり、着火地点から約22.1メートル離れたコンテナが全焼するなど近隣周辺への延焼の危険を生じさせ」たなどとして被告人を罰金50万円に処した。これに対し、被告人が控訴した。

②事件

被告人は、法定の除外事由がないのに、廃棄物である丸太等合計約624kgを焼却したとして、不法焼却罪で起訴された。原審（山口地判平31・4・3）は、同罪の成立を認め、被告人を懲役6月（執行猶予2年）及び罰金30万円に処したところ、被告人が控訴した。

判決の要旨

①事件

「廃棄物処理法は、廃棄物の排出を抑制し、廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的としており（1条）、焼却禁止の規定（16条の2）は、廃棄物の不適正処理の防止を図るため、廃棄物の処理基準に従わない焼却を一定の例外を除いて禁止し、直接罰の対象としたもので、焼却に伴う火力による危険惹起の防止を規制目的

に含んでいるものではない。所論指摘のとおり、検察官が主張する『公共の危険』は、本来、放火・失火罪による処罰の対象となるものであるから、焼却禁止違反の罪の刑を量定するに当たって、火力による公共危険の惹起の点を犯情として重視することは相当ではない。本件説示が、あたかも刑法110条2項や刑法111条（109条2項）に該当する事実を具体的に摘示するかのようになっていることも踏まえると、原判決は、本来、建造物等以外放火罪において処罰されるべき火力による危険惹起という要素を刑の量定に当たり不当に重視した疑いがある。」

「そうすると、原判決は、情状として本来重視すべきでない『公共の危険』の発生を量刑要素として考慮し、実際よりも過大に算定された疑いのある廃棄物の重量を前提にして刑を量定したものであり、…（中略）…、原判決の量刑は重過ぎて不当と言わざるを得ず、破棄を免れない。」

②事件

「確かに、被告人が手間と処分費用を惜しんで本件焼却行為に及んだことは身勝手であり、焼却した廃棄物の量も比較的多量ではある。しかし、その焼却の対象としたのは、自己の敷地内で不要木として伐採し約1年間野積みになっていた伐採木の一部であり、その中には、環境への負荷の高いビニール等の化学製品は含まれていない。また、焼却場所も人家が比較的疎らな農山村地域にあり、煙害が地域に生じた形跡もうかがわれない（なお、焼却する過程で、風に火勢をあおられて山林への延焼の危険を感じた被告人が119番通報したという事情はあるが、延焼という公共の危険の発生防止自体は、本罰則の規制目的には含まれて

おらず、この点は、量刑上さほど重視すべきものではない。）」

「本罰則（廃棄物処理法 25 条 1 項 15 号、16 条の 2）の法定刑は『5 年以下の懲役若しくは 1000 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する』というものである。営利目的の規制薬物事犯の罰則に見られるような情状により懲役刑に加えて罰金刑を併科できるという規定とは異なり、本罰則は、罰金刑のみの適用が相当な事案も当然想定している。家庭内で発生した少量のごみの焼却事案から職業的に有害物質を含む多量の廃棄物を焼却して環境に多大の害を及ぼした事案まで、本罰則の適用対象には、行為自体の悪質性において相当の幅があるところであり、本件焼却行為は、その中であって、比較的軽い部類に属し、罰金刑相当の領域にあると見るのが相当である。」

判例の解説

一 問題の所在

廃棄物処理法は、法定の除外事由がある場合を除き、廃棄物の焼却を禁止しており（16 条の 2）、廃棄物の野焼きを行った場合、不法焼却罪が成立する¹⁾。上記 2 つの事件²⁾では、不法焼却罪が成立することを前提に、「どの程度の刑が科されるべきか」という量刑が争われた。すなわち、コンテナが延焼した①事件、山火事が発生しそうな②事件において、廃棄物の焼却により生じた「公共の危険」を、量刑として考慮すべきか問題とされた（本稿では、公共の危険を、不特定又は多数の人の生命、身体又は財産に対する侵害の危険という意味で用いる）。

量刑で考慮される諸事情は、犯情（犯罪行為自体に関する事情）と一般情状に分けられ、犯情が刑の重さを第一次的に決定する³⁾。犯情を考慮する際に重要となるのが、犯行の「結果」である。

上記 2 つの判決において、広島高裁は、「焼却禁止違反の罪の刑を量定するに当たって、火力による公共危険の惹起の点を犯情として重視することは相当ではない」（①事件）、「延焼という公共の危険の発生防止自体は、本罰則の規制目的には含まれておらず、この点は、量刑上さほど重視すべきものではない」（②事件）と判示した。

もし公共の危険が、もともと不法焼却罪の結果に含まれると理解するのであれば、公共の危険が

犯情として量刑で考慮されるはずである。それゆえ広島高裁は、不法焼却罪の結果に公共の危険という要素は含まれていないという理解を前提に、さらに（焼却という結果以外の）犯情を考慮する際にも、公共の危険を重視すべきでないとしているのである。以下では不法焼却罪の結果が何かという問題を検討し、次いで構成要件外の結果が考慮されるかという問題を検討する。

二 不法焼却罪の結果

不法焼却罪が禁止する「焼却」とは何であろうか。これについて、廃棄物処理法や廃棄物処理法施行令などに定義規定はなく、その内容は必ずしも明らかでない。実務上、焼却の意義が問題となった先例として、仙台高判平 22・6・1（高刑速（平 22）号 267 頁）⁴⁾がある。

これは、廃材約 1.1kg を燃やしたとして不法焼却罪で起訴された被告人が、廃材の一部を「くん焼」させたにすぎず、「焼却」といえないと主張した事件である。仙台高裁は、「『焼却』の意義については、廃棄物の物理的損壊、滅失に着目して論ずべきではなく、生活環境に与える影響に着目して論ずべきである…（中略）…そうすると、生活環境に有害な影響を与えるがい然性、すなわち煙、有毒ガスの発生、あるいは周囲に火災が発生する可能性が生ずれば、同条により禁止すべき焼却に該当するといえる。」と判示し、同罪の成立を認めた。

仙台高裁の立場を前提とすると、煙や有毒ガスあるいは周囲に火災が発生する可能性が生じることが不法焼却罪の結果といえよう。この理解を前提として、①事件の原審である東広島簡裁は、着火地点から約 22.1m 離れたコンテナが全焼するなど近隣周辺へ延焼する危険を生じさせた事実を量刑で考慮したと思われる。しかし、広島高裁は公共の危険を犯情として重視しないとしている。このことからすると、広島高裁は、仙台高裁より不法焼却罪の規範の目的を狭く解し、不法焼却罪の結果を限定的に捉えているように思われる。

三 構成要件外の結果の考慮

前述のように、犯情を明らかにする際、構成要件に定められた結果（例えばどれくらいの量の廃棄物が野焼きされたか）が考慮されるのは当然のことであるが、さらに構成要件外にも被害や結果が

生じる場合⁵⁾、例えば野焼きから山火事が発生したり、焼却の煙が原因となって交通事故が起きた場合、かかる被害や結果を不法焼却罪の量刑に際して考慮することが許されるか問題となる⁶⁾。

実務上、構成要件外の結果が考慮されている事例は散見される。認められた事例は、大きく分けて3つの類型に分けられる。第1の類型は、当該処罰規定が、処罰時期を前倒しするために実質的な被害の発生を待たずに処罰する構造となっている場合に、既遂後の実質的な被害を考慮するものである。例えば、東京地判平10・9・24(判時1657号145頁)は、大蔵省職員であった被告人が、銀行に対する金融検査の期日を事前に漏洩した単純収賄の事案において、「金融行政を著しく阻害した点」を考慮に入れる。また札幌地判平10・11・6(判時1659号154頁)は、友人にアリバイのビデオをねつ造させた証拠隠滅教唆の事案で、保護処分取消決定をだまし取り「誤判」がなされた点を考慮している。

第2の類型は、当該処罰規定が、その後に生じる実質的な被害の発生を防止することを目的としているため、被害の考慮が認められるものである。例えば、最決昭31・12・22(刑集10巻12号1667頁)は、火薬取締法の所持の禁止は、火薬類による災害防止と公共の安全確保であるとし、火薬類により発生した災害結果を所持罪の量刑の一事情として参酌した。また東京地判平20・7・16(判時2015号158頁)は、飲酒していた運転者に対し、自動車を提供した上、自己の運送を依頼して同乗した車両等提供罪及び同乗罪の事案につき、運転者及び被告人の子の3名が死亡し、被告人と運転者の2名が負傷した結果を、飲酒運転の害悪が最も痛ましい形で現実化したものであり、この点は、一定程度考慮せざるを得ないとした。

第3の類型は、当該処罰規定が本来的な法益だけでなく副次的な法益を保護していると解される場合である。例えば、東京高判昭37・6・21(刑集17巻3号252頁)は、姦淫目的で監禁致傷の被害を受けた女性が、辱めを受けたことを苦にして自殺した事案に関し、自殺した事実の考慮を認めた。また大阪高判平30・4・27(公刊物未掲載、LEX/DB25560851)は、保険金詐欺の事案において、「保険制度への悪影響といういわゆる構成要件外の結果を、本件犯行態様の悪質性の表れとして位置づけることは当然」と判示した。

これに対し、構成要件外の結果の考慮が否定された事例として、大阪高判昭40・5・8(高刑18巻3号162頁)がある。これは、被告人が運転する自動車の前方を走行する被害者の自転車、急に斜め右に横断しようとしたため接触し、死亡させた事案につき、被告人が道路交通法違反(無免許運転)で起訴された事案である。大阪高裁は、接触事故については、被告人に刑事責任を追及するため未だ起訴がないのであるから、起訴されていない事実を捉えて主要な量刑事情として考慮することは失当であるとした。ただしこの判決は、構成要件外の結果の考慮を否定する理由を、いわゆる余罪処罰の問題⁷⁾に求めている点に注意を要する。すなわち、道路交通法1条は、道路交通に起因する障害発生を防止していることから、実質的な被害の防止が法の趣旨に含まれ、つまり上記第2の類型に属し、被害者の死傷結果の考慮を否定できないように思われるが、余罪処罰という別のロジックで考慮を制限しているのである。

以上のような実務の状況を踏まえて広島高裁の判示を分析しよう。まず、不法焼却罪の場合、上記第2の類型のように、法律の立法趣旨からその後の実質的な被害の考慮の防止を読むことが出来るかという点が問題となる。これについて広島高裁は、廃棄物処理法1条の目的規定を考慮して不法焼却罪の趣旨を考えたとしても、焼却に伴う火力による危険惹起の防止を規制目的に含んでいない(①事件)としている。仮に第2の類型に該当しなくても第3の類型として、つまり不法焼却罪の副次的な法益として公共の危険の考慮が認められる可能性があるが、広島高裁は、①事件において「『公共の危険』は、本来、放火・失火罪による処罰の対象となるものであるから、焼却禁止違反の罪の刑を量定するに当たって、火力による公共危険の惹起の点を犯情として重視することは相当ではない」と判示している。広島高裁は、不法焼却罪の趣旨は焼却によるダイオキシン発生のような環境破壊防止につきるという理解にたっているように思われる。これまでの裁判例には、構成要件外の結果を量刑で考慮しない理由として余罪処罰の観点を挙げるものがあったが、広島高裁はそれとは別の理由(規範の目的)から考慮を否定した点が注目される。

四 おわりに

広島高裁は、①事件において罰金 50 万円とした原判決を破棄し、②事件において懲役 6 月（執行猶予 2 年）及び罰金 30 万円とした原判決を破棄した。とりわけ②事件の判断は、不法焼却罪の量刑相場を意識したものと思われる⁸⁾。すなわち、廃木材などの木くずの野焼き事案では、罰金刑とされることが多く、懲役刑が下されている事案は、営利目的で大量に焼却している事案や、繰り返して焼却が行われている事案、動機が悪質な事案である。また野焼きが原因となって小屋が燃えたり、火災を引き起こした事案であっても、罰金刑でとどめられている事例も見受けられる。このような背景から、②事件では、懲役刑と罰金刑を併科した原審の判断は重すぎると判断に至ったのであろう。警察白書（令和元年版）によれば、平成 30 年に検挙された廃棄物処理法違反 5,493 件の内、2,802 件（51.0%）が不法焼却事件となっており、廃棄物事犯の取締りにおいて、不法焼却罪は大きな地位を占めている。そのため、不法焼却罪の刑の量定について判示した広島高裁の 2 つの判決は、今後の刑事実務にとって大きな意義を有する。

●—注

- 1) 詳しくは、今井康介「廃棄物処理法における不法焼却罪の構造」早誌 64 巻 2 号（2014 年）157 頁以下。
- 2) とともに、広島高等裁判所第 1 部（刑事）〔多和田隆史、水落桃子、廣瀬裕亮〕による判決であり、内容的にも同様の内容を述べている。そのため、本稿は、両判決が同様の理解を前提としていると理解して分析する。本稿で「広島高裁は……」と述べた場合には、広島高等裁判所第 1 部の立場を指す。
- 3) 犯情としては、犯行の態様、計画性の有無、共犯者の有無、共犯者間での役割の重要性、既遂か未遂か、結果の重大性、過剰防衛の事案における過剰性の程度等様々な要素が含まれる。
- 4) 今井康介「判批」法時 85 巻 9 号（2013 年）122 頁。
- 5) 詳しくは、小池信太郎「量刑における構成要件外結果の客観的範囲について」慶應法学 7 号（2007 年）19 頁以下、林正彦「構成要件外の結果と量刑」原田國男判事退官記念『新しい時代の刑事裁判』（判例タイムズ社、2010 年）25 頁以下、伊藤寿「構成要件の結果以外の実質的被害の発生と量刑」大阪刑事実務研究会編著『量刑実務大系 2』（判例タイムズ社、2011 年）243 頁以下。
- 6) 構成要件外の結果を量刑事由として考慮する場合には、構成要件内の結果を考慮する場合より、犯情の中での地位、重要性は低下することになる。

7) 実質的に余罪を処罰する趣旨で起訴されていない犯罪事実を認定することが許されないことについては、2 つの最高裁決定（最決昭 41・7・13 刑集 20 巻 6 号 609 頁、最決昭 42・7・5 刑集 21 巻 6 号 748 頁）参照。最高裁は、「起訴されていない犯罪事実をいわゆる余罪として考慮し、実質上之を処罰することは許されないが、単に被告人の性格、経歴及び犯罪の動機、目的、方法等の情状を推知するための資料としてこれを考慮することは、憲法 31 条、第 39 条に違反しない」と判示している。

8) 野焼きに不法焼却罪が肯定された公刊物未掲載判例として次のようなものがある。①徳島地判平 14・2・13 は、会社の敷地内で穴を掘り、木くずなど約 1.6 t を焼却した事案につき、社長を懲役 10 月（執行猶予 3 年）、会社を罰金 50 万円とした。②勝山簡判平 15・12・13 は、町議が、解体した旅館の建築廃材や廃プラスチックなど約 400kg を屋外で焼却した事案につき、町議を罰金 50 万円（略式命令）に処した。③園部簡判平 18・10・27 は、豆腐を作る際に出る大豆が約 125kg を焼却した事案につき、会社を罰金 100 万円（略式命令）に処した。④横浜簡判平 18・10・26 は、廃材の木くず約 32kg を焼却した事案につき、会社を罰金 50 万円、取締役で市議の者を罰金 50 万円、会社役員を罰金 30 万円に処した。⑤大館簡判平 19・1・9 は、倉庫解体で出た木くずなど廃材約 50kg を焼却した事案につき、会社を罰金 30 万円、被告人を罰金 30 万円（ともに略式命令）に処した。⑥富山簡判平 23・6・6 は、剪定した木の枝など約 760kg を焼却した事案につき、会社を罰金 50 万円、会社の責任者を罰金 50 万円に処した。⑦下関簡判平 25・9・9 は、自宅近くで丸太や枝約 500kg を 2 時間にわたり焼却した事案につき、被告人を罰金 50 万円に処した。⑧前橋地判平 25・12・24 は、自宅の畑で、整理ダンスなど廃棄物約 20kg を焼却（その際、小屋に燃え移った）した事案につき、被告人を罰金 20 万円に処した。⑨福島地判平 27・3・30 は、交際相手からの電話にいらだち、家庭ゴミを路上で繰り返して焼却した事案につき被告人を懲役 5 月に処した。⑩熊本簡判平 27・9・1 は、西原村議会の議員が、廃棄物である木片など約 70kg を焼却した事案につき、罰金 40 万円（略式命令）に処した。⑪高松地判平 30・5・31 は、肥料を作るため、10 時間にわたって古畳 16 枚約 346kg を焼却した事案につき、被告人を罰金 50 万円に処した。⑫今治簡判平 31・2・26 は、廃棄予定のホースなど、市の備品約 74kg を焼却した事案につき、課長補佐級職員を罰金 40 万円、係長級職員を罰金 30 万円（ともに略式命令）に処した。⑬湯浅簡判元・7・9 は、湯浅町の職員が、廃棄予定の公文書 115kg を屋外焼却し、火災を引き起こした事案につき、罰金 40 万円（略式命令）に処した。⑭弘前簡判令元・10・24 は、会社の資材置き場で、木くずなど廃材約 15.7 t を焼却した被告人を罰金 50 万円（略式命令）に処した。

法政大学兼任講師 今井康介